

家電リサイクル製品（４品目）の排出について



家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられている家電４品目（①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機）については、町では収集・処理が出来ませんので下記の方法で排出してください。

１．同種の製品の買換え、または過去に購入した販売店等に排出する場合

販売店等に回収を依頼してください。収集運搬料及び家電リサイクル料がかかりますので、金額等は販売店にご確認ください。

２．買換えではない、または過去に購入した販売店等に依頼できない場合

次のいずれかの方法で排出してください。

① 郵便局で家電リサイクル料金を振り込み、下記の指定取引業者に持参してください。

・(株)鈴木商会 十勝事業所

芽室町東芽室北１線８番地１ (TEL: 0155-61-6211)

・札幌通運(株)

芽室町東芽室北１線２２－７ (TEL: 0155-61-3611)

リサイクル料金の確認はこちら（一般財団法人家電製品協会ホームページ）

https://www.rkc.aeha.or.jp/guide/recycle_price.html

② 下記の電気屋に回収を依頼してください。収集運搬料及び家電リサイクル料がかかりますので、金額等は電気屋にご確認ください。

・(有)デンキショップかんの (TEL: 62-4366)

・ベスト電器 清水店 (TEL: 62-3355)

・(有)伊藤商会 (TEL: 63-2045)

・(有)御影電気 (TEL: 63-2021)

